

# 奄美市漁業担い手育成支援事業概要

## 【奄美市単独事業】

### 1. 事業の支援内容

漁業就業者の確保・育成を図る目的で、新規漁業従事者に対し、奨励金及び水揚げ手数料補助金を支給し、新規漁業従事者が継続的に活動できるよう支援する。  
また、正規労働者を雇用した漁協の正組合員である企業に対し奨励金を支給する。

### 2. 補助金の該当要件

#### (1)-1 独立型とは

独立して漁業を営む新規漁業就業者(漁業の正組合員)を支援する

#### (1)-2 独立型の補助支給対象者

新規漁業就業者(漁業の正組合員)

#### (1)-3 独立型の該当条件(第3条第2項)

- ① 漁協の正組合員
- ② 正組合員資格取得後 1年以上漁業従事
- ③ 正組合員資格取得後 3年以内
- ④ 本人又は所属船の年間水揚げ金額が60万円以上
- ⑤ 過去にこの補助金交付がない
- ⑥ 奄美市在住者で65歳未満
- ⑦ 漁協組合長の同意があるもの
- ⑧ 暴力団及び暴力団員でない

#### (2)-1 雇成型とは

正規労働者を雇用した企業の経営者を支援する

#### (2)-2 雇成型の補助支給対象者

漁協の正組合員の資格を有する企業

#### (2)-3 雇成型の条件(第3条第3項)

- ① 漁協の正組合員の資格を有する企業
- ② 企業が日本標準産業分類の中分類03に定める漁業を営んでいる
- ③ 過去に同一経営者が同一の人物を新規雇用者として雇用していない
- ④ 新規雇用者が奄美市在住で60歳未満
- ⑤ 新規雇用者が正規労働者として11ヵ月以上経過、かつ1年以上の雇用が見込まれる
- ⑥ 正規労働者となって3年以内(非正規労働者が正規労働者へ変更した場合も3年以内)
- ⑦ 新規雇用者が奄美市企業立地促進条例の対象となっていない
- ⑧ 奄美市高卒ルーキー雇用奨励補助金を受給していないこと
- ⑨ 暴力団及び暴力団員でない

### 3. 補助金の内容

#### (1) 奨励金(第4条第1項)

補助対象者に1人当たり20万円を支給する

#### (2) 水揚げ手数料補助(第4条第2項)

水揚げ手数料相当額(5%)を3年間交付※5万円上限(水揚額100万円の5%相当)

### 4. 補助金申請の体系図(第5条関係)

